

令和4年度 障害福祉課予算 概要

「主な事業概要」の記号について

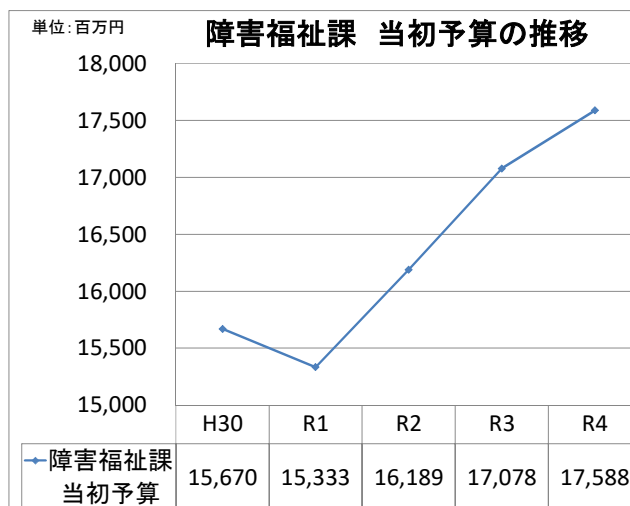
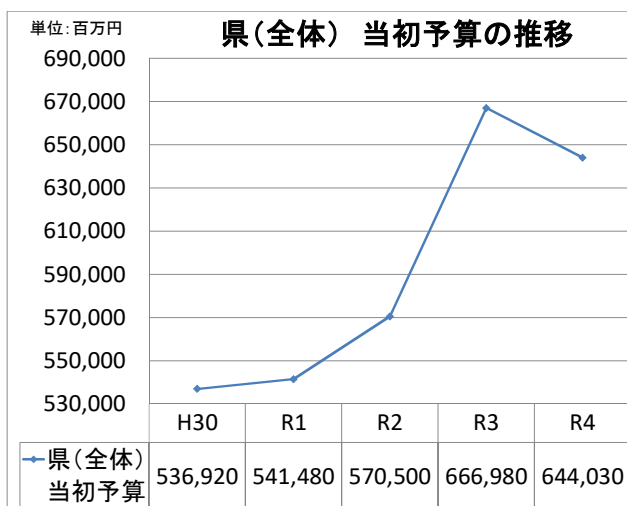
1. 「当初予算額」欄について

「国」…国庫支出金、「分」…分担金及び負担金、「使」…使用料及び手数料、
「財」…財産収入、「寄」…寄附金、「繰」…繰入金、「諸」…諸収入、「起」…県債、
「一」…一般財源

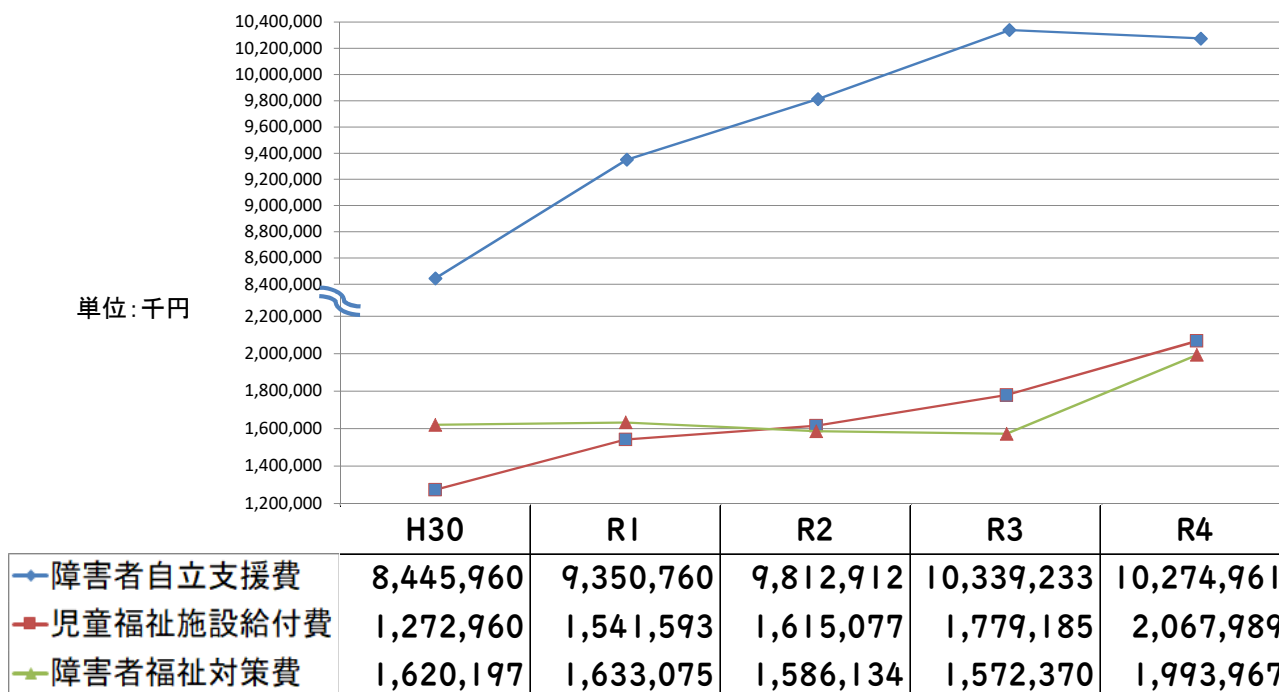
2. 「説明」欄について

「重」…重点化特別枠による事業、「協」…協働枠による事業、
「長」…長寿命化等推進特別枠による事業、「新」…新規項目
「感」…新型コロナウイルス感染症対策による事業

障害福祉課 当初予算の概要(過去5年の推移)



○障害福祉課 主な事業別、当初予算の推移



○障害福祉課 その他の主な事業別、当初予算の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民間児童福祉施設等整備助成費	219,390	349,500	606,165	641,681	637,705
病院事業繰出金	630,026	623,316	607,241	628,480	635,486
児童福祉施設運営費	483,792	499,604	465,743	491,423	430,363
精神保健福祉対策費	243,455	239,919	266,111	269,497	293,904
障害者センター運営費	235,683	240,581	271,817	286,900	247,585
障害者就労対策推進費	144,848	155,050	149,997	155,104	146,768
精神保健医療費	110,987	115,569	117,075	149,771	133,503
むれやま荘運営費	93,099	96,795	92,754	136,277	88,400
社会参加促進事業費	76,230	76,814	72,704	73,301	81,921
障害者医療福祉相談推進事業費	94,247	93,130	75,432	77,314	79,232

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
<p>【障害福祉課】</p> <p>障害者福祉対策費</p>	<p>1,993,967 (1,572,370)</p> <p>国 529,074</p> <p>諸 204,337</p> <p>⊖ 1,260,556</p>	<p>障害福祉の円滑な推進のため、地域支援体制の充実、共生社会づくりの推進、扶養共済制度の実施、医療費補助制度、障害者の芸術・文化活動の支援等を行う。</p> <p>1 障害者扶養共済制度施行事業費 328,204</p> <p>2 重度障害者・児福祉医療事業費 1,035,492</p> <p>3 障害者芸術・文化活動推進事業費 31,600 公募作品展の開催、NO-MA 企画展の開催や情報発信、障害者芸術文化活動支援センターの支援などを通して、障害者芸術・文化活動の裾野の拡大による社会参加の促進を図る。</p> <p>4 障害者差別解消総合推進事業 7,869 障害者差別を解消するため、障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく相談・解決の体制を引き続き設置するとともに、「障害の社会モデル」等の理解を促進するため、障害の社会モデル研修の開催や出前講座等の取組を行う。</p> <p>5 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討事業 1,320 滋賀県障害者施策推進協議会における検討結果を踏まえて、専門部会を開催し、条例案の検討を行う。</p> <p>重 6 障害福祉人材確保支援事業 8,830 支援現場の職場定着および新たな障害福祉人材の確保を図るために、賃金改善に向けた取組や障害福祉の仕事の魅力を発信するための事業を実施する。</p> <p>重 7 施設入所者地域移行促進モデル事業 4,398 新たな入所ニーズに対応するため、地域生活を希望する施設入所者の地域移行を促進するモデル的な取組を支援する。</p> <p>新重 8 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業 1,000 ユニバーサルデザインや障害の社会モデル、心のバリアフリーの重要性などを盛り込んだ教育資材を作成し、県民の福祉意識の向上を図る。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
		<p>9 障害福祉職員等処遇改善事業 455,400 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる障害福祉現場の最前線において働く障害福祉職員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入の3%程度引き上げるための措置に必要な経費を支援する。</p>
<p>障害者自立支援費</p>	<p>10,274,961 (10,339,233)</p> <p>国 1,013,616</p> <p>使 10</p> <p>繰 3,900</p> <p>起 39,100</p> <p>○ 9,218,335</p>	<p>障害者総合支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。</p> <p>1 障害者自立支援給付費負担金交付事業 7,296,296</p> <p>2 自立支援医療費 2,386,977</p> <p>3 重度障害者地域包括支援事業 209,012 市町と共同して重度障害児者の入所支援および通所支援を実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図る。</p> <p>(1) 重度障害者地域包括支援事業費補助 123,893</p> <p>(2) 重症心身障害児(者)ケアマネジメント支援事業 10,700</p> <p>(3) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 8,648</p> <p>☑(4) 重症心身障害者等施設整備事業費補助 (施設整備2箇所、改修3箇所、設備設置3箇所、医療的ケア児者受入体制整備3箇所) 51,951</p> <p>(5) 重症心身障害児等特別加算事業 8,736</p> <p>(6) 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業 5,084</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
障害者就労対策推進費	146,768 (155,104) 国 49,702 ○ 97,066	<p>生活・就労両面からの相談体制の整備や、就労支援事業所等における仕事の確保・販路開拓等の就労収入向上、職域の拡大に向けた仕組みづくりなどを支援し、障害者の就労促進による経済的自立を図る。</p> <p>1 障害者就業・生活支援センター事業費 63,798</p> <p>2 働き・暮らし応援センター事業 9,671 障害者就業・生活支援センターに、職場への定着支援を行う就労サポーターを配置し、就労と生活上の支援を一体的に行うことで、障害者の職業生活における自立を促進する。</p> <p>3 障害福祉サービス事業所の農業技術向上支援事業 5,186 障害者の農業分野での就労促進と事業所の工賃向上を図るため、農業に取り組む障害福祉サービス事業所に農業技術の専門家を派遣し、助言等を行う。</p> <p>④ 働く障害者のフォローアップ支援事業 1,450 企業等へ就職する障害のある方の職場定着を支援するため、入職前に、社会人としての心構えや生活リズム、健康管理等について学ぶとともに、横のつながりを築く研修を実施し、就職6か月経過後に職場での悩み等を話し合うフォローアップ研修を行う。</p>
社会参加促進事業費	81,921 (73,001) 国 37,738 ○ 44,183	<p>身体障害者の自立と社会参加を促進するための各種の事業を行う。</p> <p>1 盲ろう者社会参加促進事業 21,544 盲ろう者の社会参加を促進し、地域の中で安心して生活が送れるよう、外出時の通訳・介助者派遣や生活訓練、相談支援等を行う。</p> <p>④ 2 地域における読書バリアフリー体制強化事業 5,520 地域における読書バリアフリー化を支援するために、読書バリアフリー推進員を配置し、県内公共図書館等に対して必要な支援を行うとともに、点訳・音訳ボランティア活動等への支援を行う。</p> <p>④ 3 失語症者意思疎通支援事業 1,452 失語症者の社会参加を促進するために、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施し、在宅の失語症者を支える支援者を養成するとともに、失語症への県民理解を深めるために啓発講座を実施する。</p>

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
障害者医療福祉相談 推進事業費	79,232 (77,314)	複雑困難な相談に、高い専門性で一貫した対応を行うため、専門相談 機関が集まる医療福祉相談モールにより、地域の相談体制の強化を図 る。
国	35,159	1 発達障害者支援センター運営事業 49,324
○	44,073	2 ひきこもり支援センター事業 4,067
		3 高次脳機能障害対策事業 16,250
		4 ひきこもり支援専門家チーム設置事業 687 ひきこもり支援センターの機能強化および体制整備を図るため、 多職種から構成される専門家チームを設置する。
民間児童福祉施設等 整備助成費	637,705 (641,681)	心身障害児者の地域生活等を支援するため、社会福祉法人等が行う障 害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の整 備に要する経費に対し助成する。
国	425,134	1 障害児者施設等整備助成費 637,705
起	170,000	(1) 民間心身障害児者施設整備費補助（9箇所） 637,705
○	42,571	
精神保健福祉対策費	293,904 (269,284)	より良い精神医療の確保、地域精神保健福祉施策の充実を図る。
国	76,897	1 精神科救急医療システム事業 93,472
諸	77	2 精神障害者地域生活支援事業 66,746
○	216,930	3 ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業 9,190 ひきこもり支援の先進的実践の普及を通じて、県内各圏域におい て、地域の実情に応じたひきこもり支援に関わる機関のネットワー クづくりや具体的取組が推進されるよう支援を行う。
		4 依存症総合対策事業 5,581 依存症対策を総合的に推進するため、関係機関による協議会を開 催するとともに、広く県民を対象とした啓発活動の実施や当事者団 体の活動支援を行う。また、依存症治療拠点機関（精神医療センタ ー）において、医療機関向けの研修や情報発信等を行う。

事業名	当初予算額 (前年度予算額)	説明
自殺対策推進費	60,003 (72,405)	自殺予防のための啓発事業の実施や、市町、民間団体の取組について支援を行う。
	国 46,018	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">感</div> 1 地域自殺対策強化事業 34,425
	○ 13,985	(1) 市町自殺対策強化事業費補助 (19市町) 22,422
		(2) 次期「滋賀県自殺対策計画」の策定 1,053
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">感</div> 2 自殺対策推進センター運営費 18,458 自殺対策の取組を総合的に推進するため、実態把握や情報収集、相談体制の充実、ゲートキーパー養成および市町自殺対策計画に基づく取組の支援等を行う。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">感</div> 3 SNSを活用した自殺予防相談事業 7,120 若年層を中心に、コミュニケーション手段として広く普及しているSNSを活用し、電話や対面での相談に繋がりにくい方の相談に対応する。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく施策

障害者差別解消総合推進事業(継続)

【予算額 786.9万円 (R2=812.0万)】



目的

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に掲げる、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に事業を実施する。

課題

- ・条例や地域アドボケーターの認知度はまだまだ低い
- ・障害者差別の解消につながる実効性のある相談体制の強化が必要
- ・障害者差別解消法の改正と条例施行3年後の見直し

方策

- ・条例の理念や「障害の社会モデル」の更なる周知
- ・相談体制等の機能強化と連携体制の充実
- ・条例施行3年後の見直しに向けた検討

事業内容

事業イメージ

(1)「障害の社会モデル」の普及・啓発

- ①出前講座の実施(内容等のブラッシュアップ)
- ②条例フォーラム(障害の社会モデル研修/年2回)
- ③啓発ツールの作成(条例啓発CMのウェブ放映)

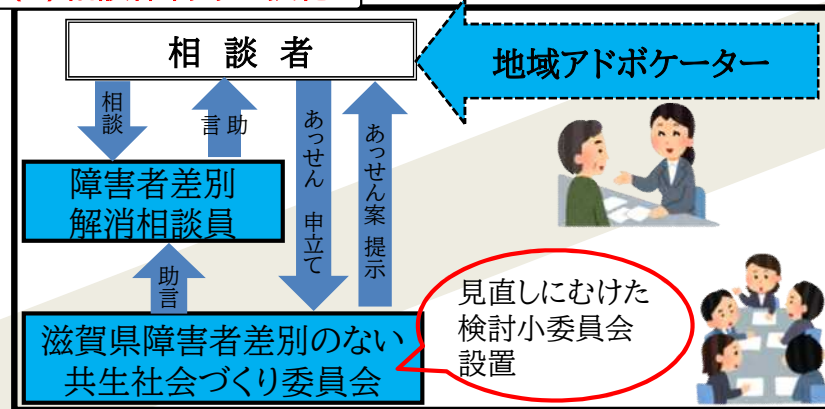
(2)合理的配慮の更なる促進

- ①合理的配慮の提供に係る費用に対する助成の拡大

(3)相談体制等の強化

- ①地域アドボケーターの配置
 - ↳ 研修会や情報交換会の開催
- ②障害者差別解消相談員の配置
 - ↳ 障害者差別解消アドバイザーからの助言
- ③障害者差別のない共生社会づくり委員会の開催
 - ↳ 施行3年後の見直しに向けた検討小委員会設置

(3)相談体制等の強化



障害者差別のない滋賀へ

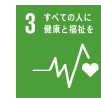


(2)合理的配慮の更なる促進

(1)「障害の社会モデル」の普及・啓発

出前講座 	条例フォーラム 	条例啓発CM
-----------------	--------------------	-------------------

コミュニケーションツールの作成 ・点字メニュー ・チラシの音訳 ・コミュニケーションボードなど 上限額 3万円	物品の購入 ・筆談ボード ・折りたたみ式スロープ ・高さ可動式テーブルなど 上限額 5万円	工事の施工 簡易スロープや手すり、多機能トイレなどの工事の施工にかかる費用 上限額 10万円	研修の実施 障害特性や合理的配慮の提供方法の理解促進のための研修にかかる費用 上限額 5万円
---	---	--	--



健康医療福祉部
障害福祉課 (内:3544)

人材確保対策

【R3から継続】賃金改善の取組
福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業
4,830千円

すべての事業所において、処遇改善加算等を取得できるよう、制度周知のほか、給与規定の改定等の必要な取り組みを行えるよう、支援する。

【R3から継続】障害福祉のしごとや魅力を知ってもらうための取り組み
魅力発信の取組障害福祉のしごと魅力発信事業
4,000千円

県民に広く障害福祉のしごとや魅力を知ってもらうために、イベント等を実施する。

職場定着

【R3に前倒し実施】職場環境改善の取組
障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

事業所における生産性の向上および業務効率化のために介護ロボット等の導入を支援する。

(再掲)【R3から継続】賃金改善の取組
福祉・介護職員処遇改善加算等取得促進事業
4,830千円

支援の質の向上

【従前より実施】支援者の専門性を高めるための取組
強度行動障害者支援者、養成研修医療的ケア児等
コーディネーター養成研修等の各種研修事業

【従前より実施】地域課題に対応するための専門性の強化
地域障害者自立支援協議会等で行われている各種の取組

滋賀県障害者プラン2021に掲げる基本目標

すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する

いのちを守るために必要な人材の育成

生きていく上で必要な資源を持続可能な形で確保し、地域社会の基盤づくり「つくる力」のある滋賀の実現に寄与



障害福祉人材確保支援事業

令和4年度予算 8,830千円
(国庫：6,830千円 一財：2,000千円)
(令和3年度予算 13,030千円)

1 現状等・課題

「業務に対する希望と現実のギャップ」、「福祉の仕事に対するネガティブなイメージ」や「給与に対する不満」等により、職場定着や人材の確保が進まないという現状があり、福祉系大学を卒業しても、福祉現場を就職先として選ばない学生が増えている。

その要因は、障害福祉のしごとを知る場や魅力を伝える場の不足や賃金改善に係る現行制度の活用が十分でないことが考えられる。

2 事業目的および目標

これらの状況は人材確保を進める上で、大きな阻害要因となっていることから、障害福祉のしごとの魅力発信や賃金改善の取組み、障害福祉現場の職場環境等の改善を支援することで、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するための人材を確保することに資する。

3 事業内容

①賃金改善に向けた取組み

4,830千円（国庫：4,830千円）

すべての事業所において、福祉・介護職員処遇改善加算および特定処遇改善加算を取得できるよう、制度周知のほか、給与規定の改定や職場環境改善等の必要な取組みを行えるよう、講習会の開催や専門家等の派遣による助言・指導を行う。

②障害福祉のしごとや魅力を知ってもらうための取組み

4,000千円（国庫：2,000千円）

県民に広く障害福祉のしごとや魅力を知ってもらうために、県内の障害福祉サービス事業所や事業者団体、行政機関等がまとまってイメージアップに向けた取組を行う。

具体的な取組みとして、無関心から関心を引き出すための「きっかけ作り」となる「イベント」を開催するとともに、その内容をもとに広報する等の情報発信を行う。

施設入所者地域移行促進モデル事業

令和4年度当初予算：4,398千円（一財：4,398千円）

（前年度当初予算：4,456千円）

1. 事業目的

平成27年度からの滋賀県障害者プランにおいて、福祉施設から地域生活への移行者の数値目標を掲げて取り組んできたが目標に届かず、また、入所施設の定員数が他府県に比べ少ないことから、入所希望者の受け入れが難しく、県外施設への入所者が増加しているところ。

地域生活を希望する施設入所者の地域移行を促進することで、新たな入所ニーズに対応できる状況をつくり、ひいては共生社会の実現に寄与する。

2. 現状および課題

現状、滋賀県内の入所施設は、ほぼ満床であり、入所者の地域移行が進まないことから、新たな入所ニーズに十分、対応できていない状況にある。

平成30年度の障害者支援施設入所者地域移行促進等検討会議の検討結果を受けて、現在、東近江圏域にて、その具体的方策が検討されているところ。

地域移行が低調である要因の一つとして、以下のように支援の評価が十分でないことが考えられる。

①入所施設における緊急時等のための体制確保

- ・入所者の意思を十分に尊重し、その決定を支援するためには、事業所の体験利用が重要であるものの、体験利用の結果、必ず、地域移行できるとは限らないため、入所施設は入所者の部屋や日中の支援体制を確保しておく必要がある。

②入所施設の職員による同行支援の評価

- ・体験利用にあたり、当事者との関係が構築されている入所施設の職員が同行の上、支援することが効果的であるとされているが、現行制度の加算には日数に上限があり、十分な支援が行えない。
- ・また、体験利用における選択制を確保するためには、複数事業所の体験利用を行うことが効果的であるが、現行制度の加算は利用頻度に上限がある。

③地域の日中活動支援事業所における支援の評価

- ・地域移行する者は、体験利用を重ねた上で、自分に合った地域の日中活動支援事業所と利用契約を締結することになるが、体験利用期間中の地域での支援について、現行制度の加算には日数に上限があり、十分な支援が行えない。
- ・また、体験利用における選択制を確保するためには、複数事業所の体験利用を行うことが効果的であるが、現行制度の加算は利用頻度に上限がある。

3. 事業概要

東近江圏域での取り組みをモデルとして定め、以下の事業を実施し、効果を検証することで、事業の本格実施につなげる。

①入所施設における緊急時等のための体制確保

- ・安心して入所者が地域の事業所を体験利用することができるよう、入所施設が居室や緊急時対応等で必要となる支援体制を確保することに係る経費を支援する。

②入所施設の職員による同行支援の評価（昼間・夜間）

- ・現行制度の加算では利用日数や利用頻度が十分でないため、当該不足分を支援する。

③地域の日中活動支援事業所における支援の評価

- ・現行制度の加算では利用日数や利用頻度が十分でないため、当該不足分を支援する。

令和4年度 滋賀の福祉を学ぶ機会創出事業【新規】

予算額 3,000千円

(うち、健政課2,000千円 障害福祉課1,000千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

本県では、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」（平成6年制定、平成16年一部改正）に基づき、すべての人が個人として互いに尊重し合い、等しく社会に参加し、家庭や地域社会でいきいきと生活できるユニバーサルデザイン社会の実現を目指している。

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の制定、バリアフリー法の改正、2025年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催をユニバーサルデザイン普及の好機としてとらえ、淡海ユニバーサルデザイン行動指針の改定を令和4年10月に予定しているところ。

UD指針改定の内容や理念に加え、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の内容、それらの基礎となる「障害の社会モデル」や「心のバリアフリー」の考え方等についての福祉教材を制作し、県民への福祉学習の機会を広げることで、福祉意識の向上に資する取組とする。

2 事業概要

①教育資材の作成

内容：・ユニバーサルデザインや共生社会づくり条例の理念の内容を、実際のUDの事例や合理的配慮の事例を通じて、理解を深める

・心のバリアフリーの重要性を学ぶ

・生活困窮者や更生保護の内容についても盛り込む

対象：小学生（5，6年）以上の授業や自治会等での学習会等で活用できる幅広い年齢層で利用できる内容とする

仕様：A4 20 頁程度

②教師用資材

①の内容を教える側の教材の作成

③学習用の動画の作成

①の内容を踏まえた動画の作成（40分程度）

・当事者のインタビューを盛り込む

・まちや商品のユニバーサルデザイン、バリアフリーの状況のレポート／紹介

・グループワークできる内容を盛り込む

①の内容を踏まえたショートバージョンの動画の作成（2～3分）

・ユニバーサルデザイン

・共生社会づくり条例

・心のバリアフリー

・更生保護

3 事業効果

- ・新たな教育資材を作成し、幅広い層への福祉学習の機会を提供し、ユニバーサルデザインや共生社会づくり条例、心のバリアフリーへの理解を深めることで、県民の福祉意識の向上を図る。

障害福祉職員処遇改善事業

R 4 当初予算：455,400 千円（国庫：10/10）

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる障害福祉現場の最前線において働く方々の収入の引き上げを目的とする。

2. 事業内容

障害福祉職員を対象に賃上げ効果が継続される取組が行われることを前提として、収入の3%程度を引き上げるための支援を行う。

3. 積算

(1)障害福祉職員処遇改善事業費補助金 414,000 千円

※41,400,000 千円（国令和3年度補正予算案）×0.01（県人口比率）=414,000 千円

(2)事務費 41,400 千円

※414,000 千円（事業費）×0.1（参考値：慰労金事業事務費）=41,400 千円

計:455,400 千円

令和4年度重度障害者地域包括支援事業の概要

目的

滋賀県と県内市町が共同し、重度障害児者の入所支援および通所支援を一体的に実施することにより、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図る。

実施主体 ：市町	<p>(1) 重症心身障害者特別加算事業（必須事業） ※児童等は(8)により県負担で実施</p> <p>入所施設における重症心身障害者に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付</p> <p>(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設（旧重症心身障害児施設）</p> <p>(単 価) 56,000円/人月</p> <p>(2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業（選択事業）</p> <p>生活介護事業所における重症心身障害者に対する適切な支援の提供のために、対象事業所へ人員配置加算費を交付</p> <p>(対象事業所) 重症心身障害者の割合50%以上、利用者1.4人につき1人の直接処遇職員配置</p> <p>(基準単価) 1,520円/人日または1,020円/人日</p> <p>(3) 強度行動障害者通所特別支援事業（選択事業）</p> <p>生活介護事業所における強度行動障害者に対する、きめ細かな支援の提供のために、対象事業所へ特別支援費を交付</p> <p>(対象事業所) 15点以上かつ区分5以上、新規通所後3年（18点以上の者は4年）未満の者が通所する事業所</p> <p>(基準単価) 1,800円/人日</p> <p>(4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業（選択事業）</p> <p>生活介護事業所における重症心身障害者に対する入浴サービス提供のために、対象事業所に入浴サービス加算費を交付</p> <p>(対象事業所) 特殊浴槽を設置している生活介護事業所</p> <p>(基準単価) 4,000円/人日</p> <p>(5) 重症心身障害児者送迎加算事業（新）（選択事業）</p> <p>手厚い医療的ケアの必要な重症心身障害児者を送迎する場合の車両や運転に係る経費を支援</p> <p>(対象事業所) 生活介護事業所、児童発達支援事業所（センターを含む。）、放課後等デイサービス事業所</p> <p>(基準単価) 600円/人回（片道）</p> <p>(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業（新）（選択事業）</p> <p>手厚い医療的ケアの必要な重症心身障害児者に対して、入浴サービスを提供した場合に係る経費を支援</p> <p>(対象事業所) 生活介護事業所、児童発達支援事業所（センターを含む。）、放課後等デイサービス事業所</p> <p>(基準単価) 1,000円/人日</p>	<p>県補助 補助率 1/2</p> <p>(2)～(5)の事業については、(1)の事業を実施する市町に対し補助金を交付</p>
-------------	--	--

実施主体 ：県	<p>(7) 重症心身障害児等特別加算事業</p> <p>入所施設における重症心身障害児等に対する医療ケアと1対1介護の提供および短期入所枠の確保のために、対象事業所に特別加算費を交付</p> <p>(対象事業所) 医療型障害児入所施設の指定と療養介護事業所の指定を併せて受けている施設（旧重症心身障害児施設）</p> <p>(単 価) 56,000円/人月</p> <p>(8) 重症心身障害者等施設整備事業費補助金</p> <p>重症心身障害者等を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の新規創設経費や、強度行動障害者を受け入れるグループホーム・生活介護事業所の個室化等のための新規創設・改修経費に対する補助</p> <p>(9) 重症心身障害者ケアマネジメント支援事業</p> <p>地域で実施する障害者ケアマネジメントに対して、重症心身障害者の専門的見地から支援を行う。</p> <p>(10) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業</p> <p>強度行動障害者に対してより手厚い支援を提供するために、(3)の対象事業所に対して、専門家チームを派遣し、個別支援計画の作成等に関する助言を行う。</p> <p>(11) 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業（新）</p> <p>医療型短期入所の実施時の必要経費の補助や、事業者に対して研修会を設ける等、医療型短期入所を普及するための支援を行う。</p>
------------	--

働く障害者のフォローアップ支援事業

予算額 1,450,000円

1 目的

- 企業等へ就職する障害者に対し、入職する前に働く上での基礎知識研修と横のつながりをもつ交流会を実施するとともに、入職6か月目にフォローアップ研修を行うことで円滑な就業生活と職場での定着を図る。

2 これまでの経過

- 県では、今年4月からスタートした「滋賀県障害者プラン2021」の「ともに働く」を柱の1つとして目標と掲げ、障害者の就労施策を実施しているところ。
- 令和3年度に障害者の就労定着の推進に向けた調査・検討を実施し、障害者の職場定着に向けた支援策を検討しているところ。

3 現状と課題、必要性

- 令和2年6月1日現在の県内の法定雇用率達成企業の割合は、56.2%と全国平均(55.7%)を上回っているものの、約半数の企業は達成しておらず、そのような中令和3年3月には法定雇用率が引き上げられ、企業等で一般就労を行う障害者の増加が見込まれる。
- 県内企業の割合は約9割を中小企業が占めており、そのような企業に就職した障害者は即戦力として活躍することが求められる。
- 令和3年度の調査・検討では、働く障害者が「人間関係やコミュニケーション」、「健康面・体調面」に悩んでいることがわかった。また、企業側は業務における「指示の方法」や「社内・社外での理解」、福祉側は「障害者の本人の考えや思いを事業主に理解してもらうこと」を課題に捉えている。
- このことから、障害者自身が、職場内で事業主や同僚同士とのコミュニケーションを通して人間関係築くことや働くための生活リズムを安定させることができるようになる必要がある。
- 卒業後や障害福祉サービス利用後すぐに就職する障害者が入職までの準備として、社会人としての心構えや職場でのコミュニケーション方法を学び、励まし合える横のつながりを持ち、安心して職場でのスタートを切るための支援を行う。
- さらに、職場経験を積んだ入職6か月で自身の働き方や課題を振り返り、悩みや不安を打ち明け、話し合える場を設けることでモチベーションアップを図り、職場定着を図る支援を行う。

4 事業概要 委託先：NPO 法人社会就労事業振興センター

(1) 入職前研修・交流会(1日)

企業等へ就職する障害者に対し、働く上での基礎知識研修や入職する前の障害者同士の交流会等を実施する。

【カリキュラム】

#	項目	内容	時間数	講師
①	社会人の心構え	社会人として心得、心構えについて学ぶ。	1時間	1名
②	働く上での基礎知識研修	社会人マナーや職場でのコミュニケーション等、働く上での基礎知識や考え方を習得する。	1.5時間	1名
③	生活するための必要な知識研修	「生活リズム」、「健康管理」、「稼いだお金で生活する」豊かな生活を送るための知識を習得する。	1.5時間	1名
④	先輩からの声	先輩障害者から就労してからの体験談や企業の担当者等とのディスカッションにより、働くまでのイメージを持つ。	1時間	6名 (先輩4名、企業2名)
⑤	交流会	同時期に入職する者との講習会を通じ、企業や職種を超えたネットワークを持つ。	2時間	9名 (①～④の講師参加)

①～③+⑤：4時間+(2時間×3名)=10時間、④+⑤：(1時間×6名)+(2時間×6名)=18時間

○対象

4月に企業等へ入職することが決まっている障害者(特別支援学校の卒業生や就労系障害福祉サービス事業所を利用していた者等の50名程度を想定)

○実施時期

3月中旬(学校卒業後～入職までの期間)

○チラシの配布数

700部

就労系障害福祉サービス事業所(274か所)、特別支援学校(16校)、ハローワーク(7か所)、働き・暮らし応援センター(7か所)、市町(19か所)

323か所×2部/1か所=646部+県50部=700部

【就労ハンドブックの作成】

働くために必要な社会人のマナーやルール、企業で働くこと、生活面での基礎知識、県内の支援機関の一覧等をハンドブックとしてまとめ、研修に参加できなかった障害者の就労支援や入職後の振り返り、また、サービス事業所等を利用する卒業生が社会で自立した生活を行うために活用する。

○ハンドブックの配布

5000部

- ・ 特別支援学校卒業生 300人分(※過去平均の卒業人数は約300名)
- ・ 就労系障害福祉サービス事業所 274か所×10部
- ・ 特別支援学校 16校×10部
- ・ ハローワーク 7か所×30部
- ・ 働き・暮らし応援センター 7か所×100部
- ・ 市町 19か所×10部
- ・ 企業 500部(※広く人権啓発を行う企業団体 500社加盟の人企連に配布)
- ・ 県 200部

(2) 入職6か月者向けフォローアップ研修(1日)

入職して6か月を経過する障害者に対し、働き続けるためのモチベーションアップに向けた研修や悩みや不安等を打ち明けることができる障害者同士の交流会等を実施する。

○対象

入職6か月を迎えた障害者

○実施時期

10月頃

○チラシの配布数

5000部

就労系障害福祉サービス事業所(274か所)、特別支援学校(16校)、ハローワーク(7か所)、働き・暮らし応援センター(7か所)、市町(19か所)

323か所×2部/1か所=646部

滋賀労働 4400部(※企業就労された障害者は、学校や障害福祉サービス事業所等の支援機関等と繋がらず就職される方もいることから、企業側への働きかけにより対象者へ発信していただくもの)

646部+4400部=5,046部=5000部

1. 目的

令和4年3月に「(仮称) 滋賀県読書バリアフリー計画」が策定される。

この計画の策定により、今後は、視覚障害者等(=視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者)が、地域においてより身近に読書が楽しめるよう、読書バリアフリーに向けた地域における環境整備のための取組を総合的に実施し、視覚障害者等の読書環境の整備を図ることが求められる。

その環境の整備のために、滋賀県立視覚障害者センター(県内唯一の視覚障害者情報提供施設)において次の事業を実施し、読書バリアフリー化の推進を総合的に支援できる体制を整えることを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 読書バリアフリー推進員の配置

県内公共図書館や県立学校図書館等の読書バリアフリー化や環境整備を支援する。

- ・公共図書館等との情報交換や連携
- ・公共図書館等の読書バリアフリー化の支援
- ・公共図書館等の職員研修(視覚障害者等の特性と支援方法の理解、アクセシブルな書籍等やサピエの活用方法)の実施 ⇒読書困難者が最寄りの図書館を利用できる環境整備
- ・読書バリアフリー化に向けた相談対応(設備導入、館内誘導設備等)
- ・読書支援に関係する日常生活用具や有効な機器の調査・情報収集、および利用者・市町への情報提供
- ・視覚障害者への読書支援機器やソフト等の操作・設定の個別サポート
- ・読書支援機器やソフトを広く周知する説明会の開催やPR活動

(2) 視覚障害者等の読書支援機器利用における裾野の拡大

視覚障害者等の読書支援機器利用における裾野の拡大を図るためには、視覚障害者等が自己負担なく使用できることが重要であるから、貸出用読書支援機器の充実を図る。

- ・貸出用読書支援機器の例
 - ・デージー図書再生機
 - ・画面音声化ソフト(テキストデータを読み上げる)
 - ・読書支援ソフト(視覚障害者の読書支援、サピエへのアクセス)
 - ・タブレット端末
 - ・スマートフォン

(3) 点訳・音訳等ボランティア活動の推進

図書を制作する点訳・音訳ボランティアは、自前のパソコンやソフトを用いて活動しており、これらの経済的負担が、ボランティアを始めるハードルやボランティア離れの一因となっていることから、無償貸与できるソフトを充実させ、ボランティア活動の推進を図る。

- ・ソフトの例
 - ・デージー図書制作ソフト(声を吹き込んで音声デージーを作成：視覚障害者向け)
 - ・マルチメディアデージー図書制作ソフト(視覚障害者以外向け)
 - ・点訳ソフト(点字編集システム)

3. 財源

(地活・促進事業)「地域における読書バリアフリー体制強化事業」(国1/2、県1/2)

(新規) 失語症者意思疎通支援事業

事業費：1,452千円

1. 目的

意思疎通が困難な方に対する支援方法として、難聴者には手話通訳や要約筆記、点字訳等の確立した援助方法がある中、失語症者に対する意思疎通について支援する方法や仕組みは殆どない。そのため病院を退院された失語症の方々は家族以外の第三者による支援がなかなか得られない状況にあり、失語症者の社会参加が進まない要因となっている。

当県に目を向けると、地域の言語聴覚士会に加入する言語聴覚士数が全国で一番少なく、それに伴い、介護分野で活躍する言語聴覚士も少ないため、退院後または外来通院終了後に失語症者を地域で支援する体制が脆弱である。加え、滋賀県言語聴覚士会が把握する限り、失語症者の自助グループは県内に存在せず、在宅に戻った失語症者は孤立しやすい状況にある。

そこで、本県においても、令和4年度から、国の地域生活支援事業のメニューの1つである「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」※を実施し、在宅の失語症者を支える意思疎通支援者を養成し、言語聴覚士と意思疎通支援者が協力して失語症者の意思疎通支援に取り組むことで、失語症者の社会参加支援を推進することを本事業の目的とする。

※ 参考：令和3年度は、34都道府県で「失語症者向け意思疎通支援者養成研修」を実施予定

2. 事業の内容

以下、3つの事業を内容とする。

なお、(2)および(3)の事業は、令和3年度まで「聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業」として実施しており、(1)の事業を新たに実施することに伴い、(1)ないし(3)を「失語症者向け意思疎通支援推進事業」として一体的に実施するものである。

(1) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施

滋賀県言語聴覚士会に委託し、国のカリキュラムに基づく意思疎通支援者養成研修を実施する。

(2) 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修の受講支援

(1)の養成研修の指導者を養成する研修を受講するための交通費と宿泊費を補助する。

(3) 失語症県民啓発事業

滋賀県言語聴覚士会に委託し、失語症への県民理解を深めるため、県民向けの啓発講座を実施する。

※ 参考：令和4年度に(1)の研修で養成された意思疎通支援者は、令和5年度以降に派遣され、失語症者の支援にあたる予定である。

3. 財源

(1) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修の実施

(地活・必須事業)「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」

国 1/2、県 1/2

(2) 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修の受講支援

(地活・特別支援事業)「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業」

国 1/2、県 1/2

(3) 失語症県民啓発事業

(地活・任意事業)「社会参加支援(レクリエーション活動等支援)」

国 1/2、県 1/2

ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業

事業費：9, 190千円
(R3事業費：9, 121千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

県内でひきこもり者への支援が様々な形で行われている中、ひきこもり者が抱える背景は個別性が高く、適切な評価や段階に応じた切れ目のない支援が必要となるが、その支援方法や成果が十分に共有されていない現状がある。

また、ひきこもり者への支援においては、信頼関係の構築や自己肯定感の回復等、長期的な関係づくりによる安定した仕組みの中で、各支援機関が連携して行える体制が必要となる。

そしてまた、ひきこもり者の家族は、自責の思いや周囲に知られまいとして孤立している現状にあり、家族も支援の主体として捉え、安心して思いを表出できる、地域づくりが不可欠である。

この体制づくりに向けた先進的実践から事例を蓄積、類型化し、全県への普及を図ってきている段階であり、県内各圏域における取組を継続して推進することを目的とする。

2 事業概要

国庫：生活困窮者自立相談事業費補助金 補助率1/2

H29年度より3年計画で、モデル圏域にコーディネーター機能を付加し、背景に精神疾患を持つ可能性の大きい未治療者を含むひきこもり者に対し、継続的な訪問支援により本人と信頼関係を築き、家族を支援しながら必要な治療や活動につなげる。また支援において重要な地域の支援者によるチーム支援のためのコーディネートを通して、機関間の連携体制の整備に取り組んでいる。

これらの実践に基づく支援事例を蓄積の上、類型化してきており、支援の組立てや公私協働の取組を全県に発信し、県域の地域づくりを進める。

(1) 圏域のネットワークづくり・訪問型支援

甲賀圏域での実践を軸に、これまで取り組んできた、高島圏域、湖北圏域、大津圏域、湖東圏域でのネットワークを継続して強化していくとともに、全圏域でネットワークづくりをすすめていくとともに、可能な圏域においては、丁寧な訪問を行うなどアウトリーチを実践していく。

(2) フォーラム等地域啓発活動

ひきこもりに関する誤解や偏見が依然根強いことから、地域住民やひきこもり者の家族などにひきこもりに関する正しい知識を身に付けてもらうとともに、相談窓口などを知ってもらうフォーラムを開催する。

(3) 広域ひきこもり相談窓口の設置

“周囲に知られたくない”と、身近な市町の窓口を敬遠する方もあることから、様々な窓口を設置することが重要であり、年配者にとって親近感があり、かつ住まいの市町からは距離感のある県社会福祉協議会に相談窓口を設置する。

(4) 家族交流会等の家族支援

ひきこもり者が人とつながりをもてる交流や活動の場、家族同士が交流の持てる場を提供する体制づくりを充実させる。

(5) 民生委員・児童委員等研修の強化

ひきこもり者やその家族を地域の中で把握しやすく、その人々にとって相談の入口となることもある民生委員・児童委員、介護支援従事者等に対して、ひきこもりの相談に関する専門的な窓口を知ってもらうとともに、ひきこもり支援に関する基本的なノウハウを身に付けていただき、地域における身近な支援を担っていただく。

3 事業効果（前年度の実績等）

継続した支援をとおして、ひきこもりからの回復に向けた支援事例を類型化し、全県普及を図ることで、支援の質の向上と実効性ある支援の提供につながる。

実践的取組では、平成29年度は事例集作成に向けたひきこもり回復者へのインタビューや、高島圏域での取組の拡大等の実績があった。

平成30年度は、現在「奏」で関わっているひきこもり当事者及び、ひきこもり者の家族の分析を行うことや、長浜圏域での取組の拡大等の実績があり、令和元年度は大津圏域、令和2年度は湖東圏域、令和3年度は湖南、東近江圏域でのネットワーク構築に向けた取組の実績がある。

依存症総合対策事業

R4事業費：5,581千円
(R3事業費：2,292千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

本県では、平成30年3月に滋賀県アルコール健康障害対策推進計画を策定し、平成31年4月に滋賀県再犯防止推進計画の中に薬物依存症対策を盛り込むことで、依存症対策事業を計画的に取り組んできているが、今後、さらにその取組を充実していく必要がある。

ギャンブル等依存症対策については、平成31年4月に国がギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定し、都道府県計画の策定を努力義務としたことなどから、本県のギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定が求められているとともに、ゲーム依存については令和元年5月にWHO（世界保健機関）において、ICD-11（国際疾病分類第11版）にゲーム障害が精神疾患の一つとして位置付けられたことから、今後、その対策に取り組んでいく必要がある。このため、県民が様々な依存症について正しく知り、依存症専門医療機関・治療拠点機関・相談拠点を中心に関係機関連携のもと、依存症のある人が必要な支援に切れ目なくつながり、健やかに暮らせる社会の実現を目指すことを目的として、依存症に対する総合的な取組を推進する。

2 事業概要

(1) 連携会議運営事業

① 滋賀県依存症関係機関連絡協議会

滋賀県における依存症対策を計画的かつ総合的に推進するため、各依存症に関する様々な機関による連絡協議会を開催し、依存症対策の総合的な施策の推進に関することや、各依存症対策の状況について情報を共有する。

② 滋賀県ギャンブル等依存症対策推進会議

ギャンブル等依存症対策の推進を図るために、医療機関、弁護士会、相談支援機関、貸金業組合、遊技業協同組合等による会議を開催し、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定や関係機関における取組状況・課題等の共有・検討を行う。

③ アルコール健康障害対策推進会議

滋賀県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、医療機関、酒造酒販組合、警察、教育機関等関係者による会議を開催し、対策の推進に向けた各種事業の進行管理、評価等を行う。

(2) 依存症支援者研修事業

① 治療拠点機関による研修会

依存症治療拠点機関である精神医療センターにおいて、県内の医療機関に勤務する医療従事者等を対象とした、早期発見・早期治療や資質向上に向けた研修会を開催する。

(3) 普及啓発・情報提供事業

① 普及啓発講演会

広く県民を対象に、依存症に対する正しい知識の普及啓発を目的として講演会を開催する。

② 情報発信

依存症治療拠点機関である精神医療センターにおいて、各依存症の専門的な医療や治療プログラム、依存症治療拠点機関・専門医療機関等での取組等の情報発信を行うため、情報誌を作成・発行する。

③ 啓発資材の作成

依存症全般に関する理解促進を広く図るための啓発資材の作成と配布を行う。

(4) 当事者グループ等の活動支援

① 依存症民間団体支援

依存症問題を抱える者やその家族が情報交換や悩みを共有するためのミーティング活動が安定して開催できるようにするために、依存症問題に取り組む民間団体に対して活動支援を行う。

② 当事者団体支援

滋賀県断酒同友会に対し、県内のアルコール健康障害の普及啓発や当事者による相談活動等を実施する。

(5) 依存症実態調査事業【新規】

医療機関・相談支援機関・民間支援団体等に対して依存症に係る対応や関係機関との連携状況等を把握するためのアンケート調査とヒアリング調査を行い、現状と課題のとりまとめを行う。

調査対象：医療機関、相談支援機関、民間支援団体等

調査方法：アンケート調査とヒアリング調査

3 事業効果（前年度の実績等）

- ・アルコール健康障害対策推進会議において、アルコール健康障害対策推進計画の事業実施状況等の評価を行い、関係機関連携のもとで対策の推進を行った。
- ・精神医療センターを依存症治療拠点機関・専門医療機関に選定し、専門医療の提供や医療機関等への研修、情報発信に取り組んだ。
アルコール健康障害（H30）・薬物依存症（R2）・ギャンブル等依存症（R2）
- ・精神保健福祉センターと各保健所を相談拠点に設置し、依存症相談員の配置、治療回復プログラムの実施等に取り組んだ。
アルコール健康障害（H30精神保健福祉センター・各保健所）
薬物依存症（R2精神保健福祉センター）ギャンブル等依存症（R2精神保健福祉センター）
- ・ギャンブル等依存症啓発週間やアルコール関連問題啓発週間等の機会をとらえて、依存症に係る正しい知識の普及啓発に努めた。
- ・民間団体3団体が実施するミーティング活動や相談活動、普及系活活動に対する支援を行った。

コロナ禍におけるメンタルヘルスケア 【予算額 142.2百万円】



滋賀県健康医療福祉部
障害福祉課 (内:3549)

◇コロナ禍の影響と課題◇

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ストレスや不安を抱えている人は9割を超えており、様々な窓口における相談や自殺者が増加している。

社会全体の不安が高まっている中、影響を受けやすい障害者や子ども達を差別や虐待から守り、生きづらさやところに悩みを抱える方を孤立させず、しっかり寄り添う体制をつくる必要がある。

ところに悩みを抱える方 【自殺対策推進92.9百万円】

多様な相談窓口を設置することで、幅広い年齢層の人の様々な相談に対応する。

- ① ところのほっと相談(対面相談) 2,391千円
- ② 自殺予防電話相談 14,954千円
- ③ ところのサポートしが(LINE相談) 28,596千円

(障害福祉課、子ども・青少年局、女性活躍推進課、幼小中教育課計上合計)

啓発資材の配布や相談窓口案内チラシの設置などに加え、SNSを活用した情報発信を実施する。

- ④ SNSを活用した情報発信 2,209千円

今後の社会経済状況等への長期的影響が懸念されることから、現行計画の成果と課題を踏まえ、新たな自殺対策計画を策定する。

- ⑤ 次期「滋賀県自殺対策計画」策定 1,053千円

障害のある方等

【差別解消・権利擁護16.1百万円】

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指す。

- ① 障害者差別解消相談員・地域アドボケーター設置 8,370千円
- ② 「障害の社会モデル」の普及・啓発 1,725千円
- ③ 合理的配慮提供のための助成 1,500千円

成年後見制度の推進や施設従事者虐待防止の取組強化により、さらなる障害者の権利擁護の推進を図る。

- ④ 障害者権利擁護支援 2,000千円



ひきこもり状態にある方

【ひきこもり支援27.6百万円】

ひきこもり状態にある人の抱える背景は様々であるため、適切な評価や段階に応じた切れ目のない支援を行う。

- ① 児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携に関する取組
- ② ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり 9,190千円
- ③ ひきこもり支援専門家チーム設置 687千円

依存症のある方

【依存症総合対策5.6百万円】

いわゆる「家飲み」による飲酒量の増加や在宅時間が長くなることによる子どものゲーム・ネット依存の増加等が懸念されており、依存症の実態を把握する。

- ① 依存症実態調査 3,263千円

～誰一人取り残さない社会の実現を目指す～

自殺対策推進センター運営事業

事業費：18,458千円
(R3事業費：18,131千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

全国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によると、平成10年以降14年連続して3万人を超える状態が続いていたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り、その後は減少傾向であり令和2年は微増した。滋賀県の自殺者数は平成14年以降300人前後で高止まりの状況が続いていたが、平成25年以降は減少傾向であり、令和元年以降は増加傾向に転じ今なお多くの方が自殺で亡くなる状況にあります。

そこで滋賀県では、自殺者の減少に向け一層の対策強化を行うため、平成25年4月1日に県内の自殺対策の中核となる「滋賀県自殺予防情報センター」を滋賀県立精神保健福祉センター内に設置しました。平成29年4月から、自殺予防情報センターを「自殺対策推進センター」に改組し、自殺対策に取り組んでいます。

2 事業概要および積算

1. 自殺対策推進センターコーディネーター 141千円 【国庫補助金】
自殺対策における、地域の実態把握、情報収集・分析、自殺対策計画策定支援などを担当する職員を3名配置（保健師、精神保健福祉士、心理士等）し、相談支援等を含む自殺対策の業務に従事。
2. 啓発・情報提供 215千円【国庫補助金】
こころの健康などに関する相談機関の一覧をまとめたリーフレット等を作成し、相談窓口への設置や自殺予防週間などの啓発に活用。
3. 自殺対策計画の進捗管理にかかる支援 152千円【国庫補助金】
県内では全ての市町において自殺対策計画が策定済みであり、計画の進捗管理の支援を保健所と連携しながら実施。
4. 自殺予防電話相談事業 16,706千円【交付金】
平成25年度より滋賀県臨床心理士会に委託
悩みを抱えている者、自殺未遂者および自殺者の親族等からの相談に応じ、適切な助言を行い、支援の手を差し伸べることにより、孤立を防ぎ自殺を未然に防止することを目的とする電話相談を実施。年末年始を除く、9時～21時。
5. 自死遺族支援体制強化事業 92千円【交付金】
自死遺族支援の現状や自死遺族の分かち合いの会の取組を知り、大切な人を亡くした遺族の支援にあたる支援者の資質の向上を図ることを目的とした研修会を実施する。
6. ゲートキーパー指導者養成研修事業 146千円【交付金】
各自治体においてゲートキーパー養成研修を企画実施する研修リーダー、ファシリテーターの養成を目的として研修会を実施。研修会では、多機関の協力の基、作成した、「滋賀県版ゲートキーパーテキスト」の活用方法などの講義を行う。

7. 自殺予防普及啓発事業 240千円【交付金】

自殺予防週間（9月10日～9月16日）、自殺対策強化月間（3月）に、県内複数の場所において、悩みを抱えている人が支援につながるよう、様々な相談先等について広く周知を行うことを目的として実施している。また若年層への啓発として若年向け相談先を記載した啓発グッズを作成。

8. 若年層対策事業 455千円【交付金】

悩みを抱える若年者が悩みを適切な方法で対処することができたり、一人で抱えず支援者につながるができるよう呼びかける内容の啓発資材を作成し、県内の若年層へ広く周知することを目的で委託を行う。

9. 自殺未遂者対策事業 311千円【交付金】

（1）支援者研修会

自殺未遂者支援に従事する者が支援において必要な知識と技術を獲得し、適切に支援ができるよう、資質の向上を図ることを目的とした研修会を実施する

（2）自殺未遂者支援対策推進会議

自殺未遂者支援事業が各圏域において効果的に継続性を持って実施されることを目的として、会議を開催し情報共有や課題検討を行う。

3 事業効果（前年度の実績等）

自殺対策推進コーディネーターを配置し、滋賀県自殺対策計画に基づいて地域の実態把握や普及啓発、人材育成等に幅広く対応しつつ、相談窓口の設置により広く県民の孤立を防ぎ、社会情勢に応じた対策を講じるとともに、各市町の自殺対策計画に基づく事業の推進を支援することで、県内の自殺者の減少に寄与するものとする。

自殺者は、社会情勢の影響も受けながら、平成30年206人、令和元年231人、令和2年226人と推移している。

こころのサポートしが（LINE相談）事業

事業費：7,120千円
(R3事業費：26,871千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

コロナ禍において、休業要請や学校休業、営業時間の短縮や様々な行事の延期や中止、オンライン会議・授業、外出自粛など生活様式が大きく変わり、その影響が長期化する中でストレスを感じ、不安や悩みを抱える人が増えている。

近年減少傾向にあった自殺者が令和2年は増加しており、こころに不安や悩みを抱える人が相談できる窓口を拡充していく必要がある。

特に学生・生徒の自殺が過去5年平均と比べて140人増加しており、令和2年度に実証事業として実施したLINEを活用した「子どもと親の悩み相談」において、小中高校生からの相談件数が多く、LINE相談が子どもの相談ツールの一つとして活用できることが証明されたことから、従来からの電話や対面相談に加え、若者にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談の窓口を設けることで、窓口の多様化を図るとともに、これまで相談に繋がりにくかった若者等が相談しやすい環境を整えていく。

2 事業概要

これまでからの電話や対面による相談に加え、若者にコミュニケーション手段として広く普及しているLINEによる相談の窓口を設ける。

【実施期間】 令和4年4月1日～令和5年3月31日 毎日 16:00～22:00

【対象者】 滋賀県にお住まいの方、滋賀県に通学、通勤されている方

【相談内容】 こころの悩みに関する相談（いじめ、虐待、子育て、若年女性が抱える悩み等）

3 事業効果（前年度の実績等）

効果：窓口の多様化を図れるとともに、不安や悩みを抱えた人に対し、問題の深刻化の未然防止と早期支援に繋げるために有効な相談支援体制の充実を図ることができる。

実績：1,536件(R3.5.10～R3.10.31)

相談者	男	女	不明	合計
19歳以下	71	335	26	432
20歳代	32	210	15	257
30歳代	50	197	23	270
40歳代	42	369	3	414
50歳代	25	59	2	86
60歳代	3	7	0	10
70歳以上	0	1	1	2
言いたくない	0	9	0	9
不明	5	11	40	56
合計	228	1,198	110	1,536

相談内容	主訴	全て
家庭問題	306	596
健康問題	288	510
経済・生活問題	58	95
勤務問題	84	193
男女問題	90	115
学校問題	260	455
その他	450	660
合計	1,536	2,624